

令和元年度 第2回 青森県建築審査会 議事録

日時：令和元年 10月 23日（水）

午前 10時 40分～

場所：県庁舎北棟 2階 A 会議室

- 司会（千葉 GM）： ただいまより令和元年度第2回青森県建築審査会を開催いたします。議事に入る前に、審議の公開又は非公開について「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき、会議に諮って決めることになっておりますので、小藤会長よろしく申し上げます。
- 小藤会長： 本日、傍聴者がいらっしゃいます。要領で原則公開としておりますので、本日の審査会を公開としますがよろしいでしょうか？
- 各委員： 異議なし
- 小藤会長： 委員の方のご了解が得られましたので、今日の建築審査会は『公開』とします。
- 司会（千葉 GM）： それでは、会議の議長は、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が行うこととなっておりますので、小藤会長にお願いいたします。
- 小藤会長： それでは、審議に入ります。議案1号について事務局より説明をお願いします。
- 事務局(石岡主査)： 議案第1号
建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可について
(路線バス停留所の上屋(十和田市)の計画概要等について説明)
- 小藤会長： それでは、皆様から、質問・意見を受けたいと思います。
- 舘山委員： バス停に上屋を建てることは喜ばしいことと思います。十和田市でのバス停の上屋に関する許可については今回が初めてでしょうか。
- 事務局(石岡主査)： 今回が初めてとなります。

板垣委員 : 歩車道の境界に段ができる計画となっておりますが、低床バスの段差の乗り入れについて支障はないでしょうか。またバス停の上屋のデザインについて、著名な建築家が設計したタワーレの顔に当たる部分でもあることから、設計を業としている立場としてはタワーレのデザインと調和したデザインとしていただきたいかった。

事務局(石岡主査): 低床バスが停車する場合、歩車道の境界に 200mm の段ができる計画となっておりますので、支障がないかについては設計者に確認します。また、デザインについては十和田市との協議の上、タワーレの駐輪場と同様のデザインとしたと聞き及んでいますが、意見として申請者へ伝えることとします。

小藤会長 : 工事の施工が降雪期となる予定であるため、積雪時に十分な通路幅がとれるよう雪かき等による歩行者の安全確保に配慮をお願いしたい。また、建築面積と延床面積が同一であるが間違いないでしょうか。

事務局(石岡主査): 雪かきについては申請者へ安全確保が図られるよう要望があった旨伝えることとします。また、建築面積及び延床面積については、上北地域県民局建築指導課と設計者が事前協議を行っており、屋内的用途として利用するため、面積に含むこととして整理済みとなっております。

福原委員 : 積雪時のバス停の上屋の屋根から落ちた雪については、除雪体制を明確に決めておいた方がいいのではないのでしょうか。

事務局(石岡主査): トワーレの職員が対応することも可能と聞いておりますので、申請者へ要望として伝えることとします。

小藤会長 : 1.降雪期の工事中の歩道の確保等、歩行者の安全対策について
2.降雪時のバス停周辺の除雪の対応について
3.歩道の段差と低床バスの運行上の支障について
4.意見として、文化交流センター（タワーレ）との景観上の配慮について
以上、4点について申請者へ伝えるということをお願いします。

事務局(石岡主査): 承知しました。

小藤会長 : それでは、議案第1号は 同意 といたします。

司会（千葉 GM）： 本日の議案については『同意』として手続きを進めさせていただきます。引き続き、報告案件についての説明となりますが、内容が自己用住宅に関する案件となりますので、「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき非公開となります。恐れ入りますが、傍聴者の方はここで退室願います。

小藤会長： それでは、引き続き、報告案件について事務局より説明をお願いします。

事務局（新堂技師）： それでは、報告案件の建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定に基づく許可における包括同意について、前回建築審査会（令和元年 5 月 15 日）で報告した以降の許可分をご報告いたします。
（報告内容を説明）
以上、報告を終わります。

小藤会長： 何か質問はございませんか。

各委員： 特にありません。

小藤会長： これで本日予定された案件は全て終了いたしました。それでは事務局にお返しします。

司会（千葉 GM）： これをもちまして、本日の建築審査会を閉会いたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。